

平成 27 年度事業計画

自 平成 27 年 4 月 1 日 ～ 至 平成 28 年 3 月 31 日

I. 事業活動基本方針

平成 24 年 4 月 1 日に公益社団法人として再発足し、平成 27 年度は第 4 期目となります。本年度も「法人会の基本方針」に則り、納税意識の向上、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、健全な納税者団体として税務機関、関係団体との協調のもとに納税道義の高揚、税務知識の普及及び向上による申告納税制度の推進を図り、もって税務行政の円滑な運営に寄与することに取り組みます。

特に法人会活動の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の強化を図るために会員増強運動の推進等以下に掲げる諸施策に取り組みます。

II. 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修会・セミナー事業

この事業の目的は、法人が行う税務申告や決算調整が非常に複雑化してきているため、そのポイント、また、税制改正に伴う改正点等を的確に理解することである。

この事業の内容は、会員を含めた不特定多数の方々を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催することであり、開催時には、税に関する資料・教材を配布して税知識の一層の普及啓発を図ることである。

(2) 講演会事業

この事業の目的は、政治・経済学者・ジャーナリスト等の視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じるように目指すことである。

この事業の内容は、会員企業はもとより、一般企業・一般市民にも幅広く参加を募りテーマに即した講演会を開催することである。

(3) 租税教育事業

この事業の目的は、将来を担う子供たちに租税教育を行うことである。

この事業の内容は、小学校で租税教育用グッズ、DVDを使用し、子供たちに“税の大切さ”“税金のしくみ”“税金の使われ方”を学んでもらう「租税教室」を開催することである。

また、小学生だけでなく、中学生に対しても税知識を向上させるため、管内中学校に“税に関する資料”を配布して、税に対する知識を向上させることである。

(4) 税の広報事業

この事業の目的は、改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知を促す事である。

この事業の内容は、会のホームページ及び広報誌において、改正税法や税務申告の情報を掲載することと、その広報誌を市の公共施設や金融機関窓口に配置して多くの市民の方々へ、税務情報を周知する。

また、イベント会場で、税に関するクイズや日本の税制をマンガで説明した冊子を配布することで、市民から税に関心をもってもらふ事業も実施する。

なお、e-Taxについては次のような利用目標を設定して、利用拡大を図る。

e-Tax利用推進計画（目標）

	開始届出書提出割合	届出書提出先利用割合	利用割合
事務局	100.0%	100.0%	100.0%
理事	100.0%	100.0%	100.0%
理事企業	100.0%	96.0%	96.0%
会員	80.0%	77.0%	96.5%

(5) 税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業

この事業の目的は、法人各社が税金の大切さと税制を考える機会を与えることと、税制に対する意見集約を行って提言を行う事である。

この事業の内容は、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望をとりまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施している。

2. 地域社会への貢献事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

この事業の目的は、地域社会への政治経済情勢の情報、健康の情報、福祉的信息等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーの開催で、地域社会の活性化や経済の改善に役立つことである。

この事業の内容は、法人及び一般の方を対象に、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント、芸術家等など広範囲な分野の専門家を講師に迎え、講演会・セミナーを開催することである。

また、インターネットセミナー(オンデマンド)を引き続き配信し、会員企業での各種研修会等で役立てて戴くことである。

(2) 地域の社会福祉に関する事業

この事業の内容は、各種講演会・セミナー・並びに地域社会貢献活動として開催する講演会・セミナー・親睦ゴルフコンペ・地域のイベントの開催時に、家庭で不要となっ

たタオル・古着等の収集活動を実施し、収集したタオル・古着等を社会福祉協議会や介護福祉施設等へ寄贈することにより、地域社会に貢献する事業である。

3. 組織強化・福利厚生に資する事業

(1) 組織強化・基盤の安定

会員数は、法人会の組織・財政の基盤である。

よって、公益性拡大の観点から、全法人の過半数の加入を目指し、会員数の確保に向けて会員拡大のための施策を行う。

また、極めて厳しい社会・経済状況の下で、会員数も減少傾向であるが、組織の強化・充実を図るため、会員増強月間を設けるとともに、会員の退会防止に努めながら、全員一丸となった積極的な会員増強を図る。

さらに、公益法人となったことにより加入が可能となった「賛助会員」も併せて獲得を行い、基盤の安定化を図る。

(2) 福利厚生事業

会員企業の福利厚生に資するため、また、法人会の財政基盤の確保を図るため、福利厚生制度収入の増収のための活動に注力する。

平成 25 年度全法連における収入額が 16 年ぶりに前年実績を上回ったことから、これを契機に増収に向けて推進活動に取り組む。

そのための具体策として、全法連が打ち出した平成 26 年度を初年度とする「3 年 10 億円増収計画」において、当法人会が新潟県の「モデル単位会」に指定されたこともあり、その推進に注力する。

(3) 支部等事業

公益法人会計基準に従った本部との会計一元化に伴い、公益事業を主とした事業活動を積極的にを行い、引き続き会員増強を各地域支部で図る。

(4) 青年・女性部会の充実

「青年部会・女性部会(指針)」に沿って「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図るとともに、「部会員増強運動」を推進する。

引き続き法人会公益事業の大きな柱である「税」に関する活動を中心に、租税教育活動、社会貢献活動を積極的に進める。

(5) 広報活動の充実

社会貢献活動などを通して地域の活性化に努め、法人会の知名度を向上させるとともに、ホームページの充実、ポスター、公共施設・金融機関等への機関誌の配置、地元新聞への掲載を充実させ、税に関する情報・法人会の活動内容を不特定多数の方々に周知する。

4. 会員支援事業と親睦事業並びに友誼団体との連携強化

(1) 会員支援事業

当法人会では会員支援の一環として、会員企業の経理業務に永年従事され、功労のあった方に対し、優良経理担当職員表彰状と記念品を贈呈し、より一層の納税協力活動の推進者を育成する。

(2) 会員親睦事業

異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行う。
また、会員等に限定した研修会・講習会等の事業を行う。

(3) 友誼団体との連携強化

本会の活動に関する所管公庁との連携を強化する。

5. 管理関係

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法にのっとり諸会議を開催し、所要の体制整備を行う。

また、事務局員が全法連・局連・県連のセミナーに積極的に参加し、職員の資質技能の向上を図るとともに、ガバナンスの構築により事務局の基盤強化に努める。

6. その他本会において実施することが必要と認める事業を行う。